府令・省令

○内閣府・総務省・経済産業省令第二号

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行に伴い、内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
経済産業大臣　武藤　容治

内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する命令

内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則（令和二年内閣府・総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家戦略特別区域法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準は、認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体が、次の各号のいずれにも該当することとする。 ［一・二　略］ 三　サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 ［四～九　略］	国家戦略特別区域法第二十八条の二第一項に規定する内閣府令・総務省令・経済産業省令で定めるデータの安全管理に係る基準は、認定区域計画に定められている国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体が、次の各号のいずれにも該当することとする。 ［一・二　同上］ 三　サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条の登録を受けた情報処理安全確保支援士をいう。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること。 ［四～九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

○内閣府、財務省、経済産業省、文部科学省、環境省令第一号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年八月一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（原簿科目及び補助簿科目） **第五条**　令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、エネルギー需給勘定にあっては別表第三、電源開発促進勘定にあっては別表第四、原子力損害賠償支援勘定にあっては別表第五、先端半導体・人工知能関連技術勘定にあっては別表第六に掲げるものとする。 2　（略） **第六条**　所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第七に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。	（原簿科目及び補助簿科目） **第五条**　令第二十六条第二項に規定する原簿に記載する科目は、エネルギー需給勘定にあっては別表第三、電源開発促進勘定にあっては別表第四、原子力損害賠償支援勘定にあっては別表第五に掲げるものとする。 2　（略） **第六条**　所管部局長は、令第三十四条第一項から第三項までに規定する書類に記載すべき事項及び令第三十六条第一項第一号から第三号までに掲げる情報に関する事項を明らかにした書類を作成し、別表第六に掲げる期限までに、総括部局長に送付しなければならない。

別表第三（第五条関係）

借方科目	（略）
貸方科目	燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化対策費 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費

別表第三（第五条関係）

借方科目	（略）
貸方科目	燃料安定供給対策費 エネルギー需給構造高度化対策費 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費